

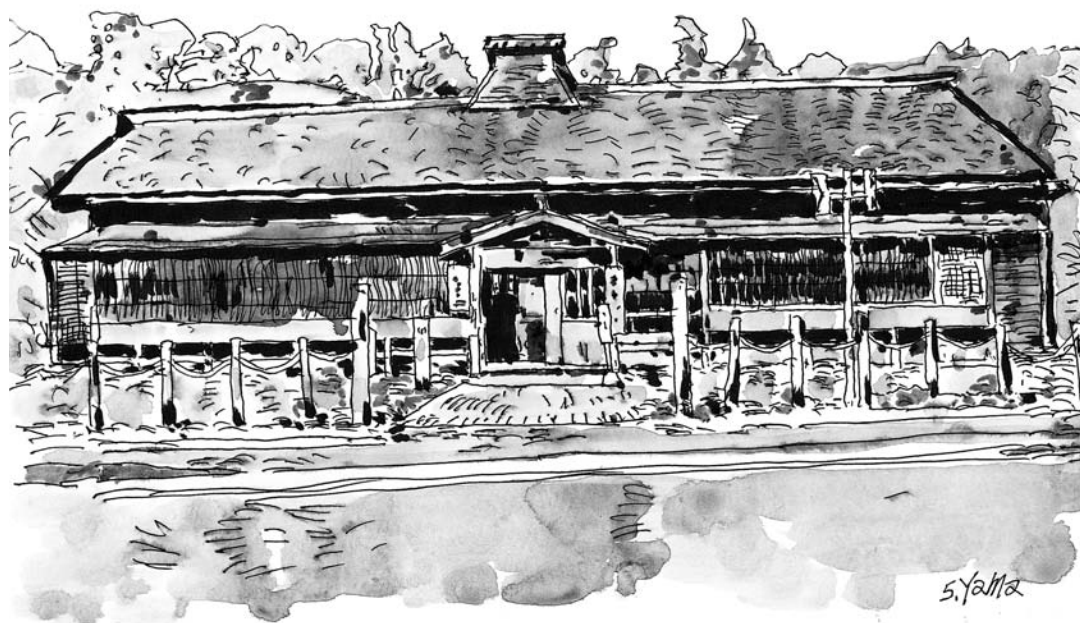
北の暮らし

# きらめく

北海道立消費生活センター

主な内容

- 食品ロス統計調査 …………… 2
- EPA でどうなる私たちの暮らし… 3
- 気をつけて内職商法 …………… 5
- 梅干しの商品テスト …………… 6



**旧余市・福原漁場の主屋**  
国指定史跡、余市福原漁場の主屋を正面から描いたもの。向かいには道立水産試験場があり、その前庭には文豪幸田露伴の碑が建っている。なかなかユニークな地域である。

(全道展会員 山下 脩馬)

〒060-0003  
札幌市中央区北 3 条西 7 丁目道庁別館西棟  
TEL (011) 221-0110  
FAX (011) 221-4210  
<http://www.do-syouchi-c.jp/>

NO **48** 3月

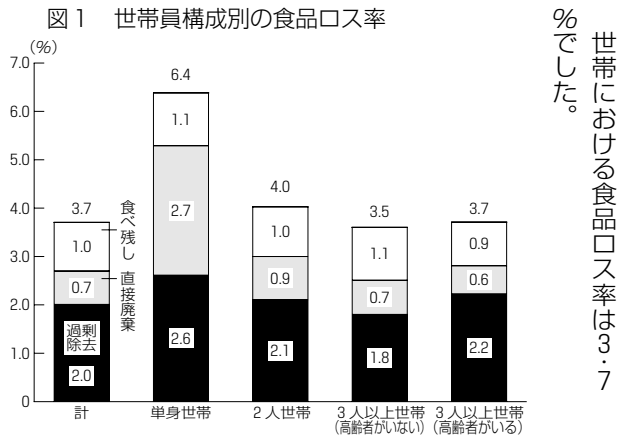
# なぜ食品ロスがおこるの？

平成18年度食品ロス統計調査(世帯調査)より

<http://www.maff.go.jp/j/toket/>

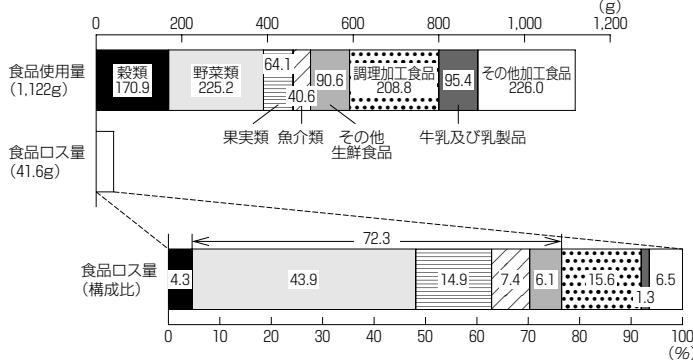
近年食べ残しや、食品の廃棄が問題になっていきます。食料自給率が40%を割って食料の60%以上を輸入品に頼っているのが現状です。何が食べ残し、廃棄率を高めているのか、農林水産省の統計からみてみました。

## 1 世帯員構成別食品ロス率



注：1) 食品ロスとは、純食料(可食部分)のうち食品の廃棄や食べ残されたものをいう。  
2) 過剰除去とは、大根の皮の厚むきによる除去等をいう。  
3) 直接廃棄とは、腐敗や賞味期限切れ等で廃棄したものをいう。  
4) 3人以上世帯(高齢者がいる)とは世帯員数が3人以上の世帯で、65歳以上の高齢者が同居している世帯をいう。

図2 食品類別食品使用量、食品ロス量



## 2 食品類別食品使用量、食品ロス量

世帯における1人1日当たりの食品使用量は1,122g、食品ロス量は41.5gでした。

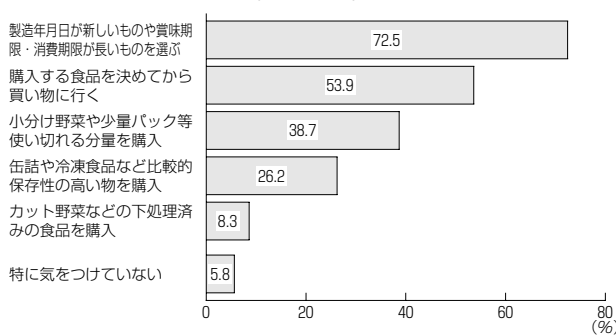
食品使用量を食品類別にみると、「野菜類」が225.2gと最も多く、「穀類」が170.9g、「牛乳及び乳製品」が95.4g、「果実類」が64.1gの順となっています。

また、食品ロス量を食品類別の構成割合にみると、「野菜類」が43.9%と最も高く、次いで「調理加工食品」が14.9%、「果実類」が7.4%、「魚介類」が4.3%、「穀類」が3.7%の順となっています。

## 3 食品の無駄を少なくするために購入の際に気をつけていること(複数回答)

食品の無駄を少なくするために購入の際に気をつけていることについて聞いた

図3 食品の無駄を少なくするために購入の際に気をつけていること(複数回答)



ところで、「製造年月日が新しいものや賞味期限・消費期限が長いものを選ぶ」と回答した世帯の割合が72.5%と最も高く、次いで「購入する食品を決めてから買い物に行く」が53.9%、「小分け野菜や少量パック等使い切れる分量を購入」が38.7%となっています。

それぞれがライフスタイルの変化を考えなければならぬ時代に入っているのではないのでしょうか

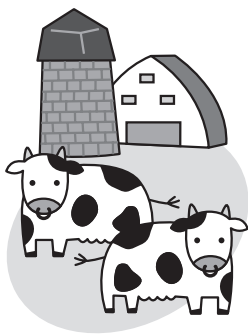
# シンポジウム「私たちの暮らしと国際農業交渉」 「日豪EPA(経済連携交流) でどうなる私たちの暮らし」

基調講演資料より抜粋

東京大学大学院農学国際専攻  
鈴木宣弘教授

日豪EPAは、我が国、北海道に「農業はいらないのか」を問いかけるに近い問題であり、農林水産業や関連産業の関係者のみならず、国民、北海道民全体で議論しなくてはならない問題なのです。

埋められない土地条件の圧倒的格差は、努力で埋められる限度をはるかに超えています。つまり、最大限効率化しても日本農業が豪州農業とコスト面で競争できる見込みは限りなくゼロに近いのです。規制緩和さえすれば、豪州農業とコスト競争できる、日本農業が育つというのは、あまりにも非現実的な幻想です。



圧倒的な価格差と高品質な競争で、国産麦、砂糖はほぼ消滅、生乳生産も飲用向け対応の500万トン弱に減少し、砂糖や乳業を含めた地域経済全体の損失は農産物の損失額

の2〜3倍に達しかねません。コストも一俵4000円弱の豪州産米との競争に迫られ、牛肉も38・5%の関税分170円程度、乳雄や和牛の一部が連動して下がります。

豪州との間で自由化を徹底することと日本農業不要論はほぼ同義です。いまこそ、日本に農業はいらないかどうか、国民的議論が必要です。

日本、北海道農業・関連産業への打撃が大きく、農家や関連産業従事者が困るから日豪EPAが問題だというだけでは国民、道民に対して十分な説得力を持ちません。食料が安くなれば消費者の利益が大きいからいいのではないかという反論が返ってくるでしょう。そこで、我々は、すでに食料の海外依存度60%の市場開放国が、最後に残された基幹作物の国内生産の大半を失うことの社会的コストの大きさを忘れてはならないことを、国民、道民全体の問題として、理解してもらわねばなりません。

農業の縮小は健全な国土環境と国民の健康にかかわる国民全体の問題だということを認識する必要があります。食料貿易の自由化が徹底さ

れ、日本から農地が消え、すべての食料は海外から運ばれてきます。農地の一部は原野に戻るかもしれませんが、農業を離れた人々が他産業に従事するから、多くの土地が他産業に使用され、日本は製造業とサービス業の国になります。農の営みは健全な国土環境と国民の健康を守る大きなミッション(社会的使命)を有しているのであり、農業関係者も産業界も国民も改めてこの点を再認識する必要があります。

わが国としては、一部の人の短期的な利益のために、国民の将来が危機にさらされるような愚を避けねばなりません。農業と関連産業の工場で反対しているわけではないことを、国民、道民の皆様には、ぜひともご理解いただきたいと思えます。北海道では経済界の皆さんも農林水産業の重要性を訴えて下さっています。消費者の皆さんも含めて、このような連携をつよめ、かつ全国的に広げていくことが、北海道をして、日本全体がバランスのとれた適切な方向を見出すために不可欠です。(2007年1月31日札幌での基調講演資料より抜粋)

# 気をつけて！内職商法

## 仕事を紹介されない在宅ワーク

### ローンの支払いだけが残った・・・

**Q**

ネットでパソコン入力力の在宅ワークを知り資料請求した。その後販売店より電話があり、「自宅でもできる。月収5万円以上と言われた。」

また、「始めるには研修が必要、初期費用はCD-ROMに45万円かかる」と言うので支払えないと断ったが、「ローン会社を紹介する、研修終了後は仕事を紹介するし、慣れれば月10万円は稼げる」と言われ、少しでも家計の足しになればと契約した。

しかし研修中に販売店と連絡がとれなくなり、そのことをローン会社

に話しても支払ってくれと言われるばかり。返済だけが残った。解約したい。(20歳代・主婦)

**A**

いわゆる内職商法といわれるもので、紹介する仕事で収入が得られると勧誘し、「仕事に必要ななどと高額な商品を購入させます。しかし実際には説明された仕事を紹介されないなど、結局は高額な商品代金の負担が残ったという相談が多く寄せられています。

こうしたトラブルから消費者を守るために特定商取引法では内職商法を「業務提供誘引販売」として規制しています。

業務提供誘引販売とは、①「販売した商品等を利用した業務を提供するので、収入を得られる」といって勧誘し、②商品代や登録料などの金銭負担をとめない、③商品の販売等を行う取引のことをいいます。今回はこの3点を満たしているため業務



提供誘引販売に該当します。なお、当該取引では20日間のクーリング・オフ期間を設けるとともに、ウソの説明や、誇大広告等を禁止しています。

また、割賦販売法で規定するクレジット方式(割賦購入あっせん、2ヶ月以上の期間で3回以上の分割払い)で購入した場合、契約当初の約束が果たされないなど、販売店との間で生じた問題を理由に、消費者はローン会社や信販会社に対して支払いを拒むことができます。

事例では販売店が紹介したローン会社から融資を受け、そのお金を販売店の指示のもと消費者から商品代金として販売店に振り込んでおり、取引全体で見るとローン契約と販売契約の間に密接な関係があるとみら

れ、割賦購入あっせんに該当すると考えられます。仕事を紹介するといふ約束がはたされない以上、解約は可能と考えられますが、現在は販売店と連絡がとれないため、融資を行ったローン会社に対し、支払停止を申し出る(抗弁書を提出する)よう助言しました。

これに対しローン会社は、取次店から消費者を紹介されただけで、販売店の名前も知らず無関係であり、消費者との二者間契約である、抗弁は認めないと主張しました。

消費者からほうがい知れませんが、販売店とローン会社それぞれと提携関係を持つ取次店の存在がわかりました。実際にローン会社からお金を借りるとき、相談者は販売店から送られてきた「融資申込書」に記入して販売店に返送し、販売店は取次店経由でローン会社に転送する仕組みになっていました。

当センターからは、取引全体で見ると販売店とローン会社、消費者の三者間契約であり、抗弁は認められるべきと主張しましたが、ローン会社は一切認めず、最終案として金利を下げ、さらに残債務を10%減額す



ると提示してきました。しかしそれでも消費者は30万円以上支払うことになりま。このローン会社は全国で同様の提示を行っているようで、応じなければ訴訟も辞さないという強硬な姿勢で、以後のセンターであっせんは困難となりました。

相談者からはローン会社の提示に納得できないため、弁護士に委任すると報告を受け相談を終了しました。

内職商法では、説明どおりの収入が得られるかわからないまま、高額な契約を結びます。支払えないと断る消費者に対し、支払い期間が長期にわたるローンなどを強引にすすめる事業者には注意が必要です。また、ローン会社から融資され、割賦購入あっせんに該当するとして支払停止を申し出て、今回のように認めようとする事業者もあります。

現在の法律では、個品割賦購入あっせん業者(いわゆる契約書型クレジット)は登録制ではありません。クレジット取引の健全化のためにも規制を強化する法改正が期待されます。

消費生活に関する相談はこちらへ

**050-7505-0999**

## 特定継続的役務提供

### エステの勧誘に注意!

路上で「アンケートに答えると体験エステができる」と声をかけられ、施術を受けた。「会員はエステティシャンとパーティに参加できる」と特典を聞かされ、20万円コースの契約をし、その後100万円コースも契約したが支払いができず、解約したい。

### 相談窓口からのアドバイス

- ★エステ契約は特定商取引法の「特定継続的役務提供」にあたりクーリング・オフ期間が過ぎても中途解約ができます。
- ★このケースでは、契約目的を隠した勧誘は禁止されていること、有効期限などについての説明が不十分だったことをセンターから主張した結果、事業者は解約料の請求を放棄したため、受けた施術料を支払うことで中途解約となりました。
- ★契約する際は本当に必要な契約なのか、支払える金額なのかを慎重に検討しましょう。なお、最近は男性用エステティック契約の相談も多く寄せられています。

### ◆ 中途解約について ◆

特定継続的役務提供契約については、クーリング・オフ期間経過後も契約期間内であれば、契約を解除することができます。(役務契約を中途解約する際の解約料(違約金)の上限が定められています。)

**特定継続的  
役務提供の  
対象取引とは**

エステティック サービス	語学教室	パソコン教室
家庭教師	学習塾	結婚相手紹介 サービス

【契約総額5万円、契約期間2ヵ月(エステティックは1ヵ月)を超えるものが対象です】

## 梅干しのテスト結果

No.	表 示				テ ス ト 結 果				
	商品名	製造又は販売者	原料原産地	表示塩分 (%)	食塩量 (%)	総遊離アミノ酸量 (mg%)	合成着色料	合成保存料 (g/kg)	100g当たりの価格 (円)
1	有機梅干	河本食品(株)	国産	23.7	21.4	254	N.D.	N.D.	623
2	紀州さらり梅	(株)トノハタ	和歌山県	約3	3.1	345	N.D.	N.D.	332
3	紀州うす塩味南高梅	中田食品(株)	紀州	約7	7.4	1440	N.D.	N.D.	442
4	お買得紀州南高梅(白干)	(有)紀の国食品	紀州	約7	6.9	1125	N.D.	N.D.	199
5	紀州産南高梅うす塩味	(株)紀州ほそ川	国産	約8	8.7	201	N.D.	N.D.	248
6	J A紀南指定・契約農家の紀州南高梅(白)	J A紀南	紀州	7	7.3	1966	N.D.	N.D.	245
7	紀州梅蔵漬け	紀州総合食品(株)	和歌山	約10	11.0	1609	N.D.	N.D.	327
8	南高梅お買得品	(株)梅のひさぎ	和歌山県	約8	9.3	754	N.D.	N.D.	210
9	紀州南高梅つぶれ梅	(有)岩田食品	紀州	約10	9.2	1198	N.D.	N.D.	138
10	紀州産南高梅はちみつ	(株)紀州農園	紀州	約7	8.9	1356	N.D.	N.D.	100
11	紀州南高梅はちみつ	(株)紀州農園	紀州	約5	6.1	169	N.D.	N.D.	332
12	梅の風景南高梅うす塩味	(有)紀州苑本舗	和歌山県	約6	6.3	624	N.D.	N.D.	199
13	しそ漬うす塩味梅干	(株)ヤマニ	和歌山県	約8	10.2	588	N.D.	N.D.	318
14	さつま南高梅うす塩味	(株)ダイエー	鹿児島県	約8	8.0	362	N.D.	N.D.	249
15	さつまいの梅しそ漬	(株)さつまいの梅農産組合	鹿児島	約8	8.9	192	N.D.	N.D.	299
16	偕楽梅干し	(株)根本漬物	国産	約8	10.3	3310	N.D.	N.D.	199
17	天然しお漬うす塩味梅	(株)吉田屋	国産	—	11.4	1148	N.D.	N.D.	350
18	手造りのうめ	(有)邦梅園	国内産	—	7.3	141	N.D.	ソルビン酸0.10	242
19	塩分約3%梅干し	(株)梅屋	中国	約3	3.1	229	N.D.	N.D.	213
20	味梅うす塩味	(株)新進	中国	約8	7.8	886	N.D.	N.D.	199
21	おいしい梅ぼし	南紀梅干(株)	中国	約10	10.3	1202	N.D.	N.D.	166
22	ハチミツ入りバクバク梅	(株)泰祥食品	中国	約5	4.8	129	N.D.	N.D.	165
23	はちみつ風味梅干	イオン(株)	中国	5.6	5.8	919	N.D.	N.D.	175
24	CO・OPはちみつ入り梅干	日本生活協同組合連合会	中国	約8	7.7	505	N.D.	N.D.	166
25	健康創美しそ漬梅干	(有)庵梅	中国	約9	10.2	193	N.D.	N.D.	65
26	かつお梅	(株)ウメタ	中国	約10	10.1	1505	N.D.	N.D.	225
27	かつお梅干	(株)ダイエー	中国	約10	10.9	1447	赤色102	N.D.	177
28	しそかつお梅	永岡食品(株)	中国	約8	8.4	1471	赤色102	N.D.	143
29	しそ梅かつを	岩下食品(株)	中国	9	9.0	2242	赤色102	N.D.	229

(注) mg%はmg/100g、NDは不検出。



梅干しの商品テスト

# 進む低塩化、増える添加物

梅干しはおにぎりやお茶漬け、おかゆなどに欠かせない食品として、私たちの食卓の常備品となっています。店頭には中国産の梅を使った商品も多くみられます。

また、低塩化が進み、従来の塩分が多い梅干しより塩分が少ない調味梅干しが増加しています。

そこで、梅干し29銘柄の食塩量及び着色料、調味料などの添加物をテストしました。



テスト品	
梅干し(梅を塩漬けて干したもの)……………	1銘柄
調味梅干し(砂糖類、食酢、香辛料などで調味した梅干し) ……………	28銘柄

食塩量	
梅干しの種を除いた可食部の食塩量は、梅干し1銘柄は21.4%、調味梅干しは3.1~11.4% (平均8.2%) でした。(グラフ参照)	

No1の梅干しは原材料が有機梅と食塩のみでした。

遊離アミノ酸量	
総遊離アミノ酸量は梅干しは254mg%、調味梅干しは129~3310mg% (平均973mg%) で大きな差がありました。(グラフ参照)	

20銘柄に調味料使用の旨の表示がありましたが、その内19銘柄は総遊離アミノ酸量が500mg%を超えていました。

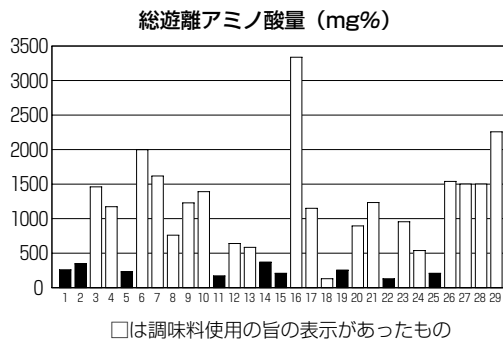
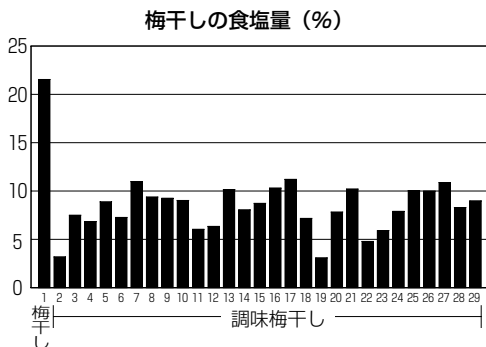
銘柄により、グルタミン酸(うま味調味料の代表)、グリシン(甘味があり抗菌作用も)、アラニン(上品なうま味)の3種類が多く使用されていました。

合成着色料及び合成保存料	
合成着色料は3銘柄から食用赤色102号が検出され、いずれも使用の旨の表示がありました。	
合成保存料は1銘柄からソルビン酸を検出しましたが、保存料使用の旨の表示がありました。	

価格	
100g当たりの価格は梅干しが623円で最も高く、調味梅干しは65~442円(平均225円)でした。調味梅干しでも、原料梅が国産の17銘柄は平均261円、中国産の11銘柄は平均179円で国産の方が高い傾向でした。	

表示	
原料原産地表示は国産が18銘柄 (No1~18)、中国産が11銘柄 (No19~29) でした。	
添加物表示は着色料が3銘柄、保存料が1銘柄、調味料(アミノ酸等)が20銘柄、甘味料(ステビア、スクラロースなど)が18銘柄などでした。	

まとめ	
低塩化の流れの中、店頭の梅干しはほとんどが調味梅干しでした。保存性を高めるため、あるいは甘くおいしくするために糖類や種々の添加物が使用されていました。	



# 北海道住宅リフォーム推進協議会 ウェブサイトのご案内

この協議会は、道内の住宅リフォームに関する公益法人や住宅金融支援機構北海道支店及び北海道建設部住宅局建築指導課で構成されています。

住宅リフォームに関する情報の提供などを行い、消費者にとって適切なリフォームが行われるような環境整備を図ることを目的として設立されました。

例えば建築主が何から始めたらいいのかわからないとき、リフォーム

公正取引委員会は2月8日、冷却水の添加剤やシガーソケット取り付け器具など、自動車の「燃費向上」をうたった商品は効果の根拠がないとして、景品表示法違反（優良誤認）でカー用品メーカーなど19社（道内1社）に排除命令を出しました。  
北海道消費者協会が2年前に「へんに貼るだけで燃費向上」等の宣伝文

## 燃費向上グッズに 公取「排除命令」

句で販売されていた、いわゆる燃費向上グッズは、効果が認められない」と、国民生活センターのテストの結果も得て指摘、公正取引委員会に情報提供していただきました。  
灯油・ガソリン高騰の折、「車や石油ストーブの燃料タンクに入れるだけで燃焼効率が向上する」などの商品が出回っています。十分注意しましょう。



に関する資料がほしい、リフォームについて相談したい、誰に頼んだらいいのかわからない業者選び、リフォーム詐欺に会わないために必要な知識がほしいときなどにウェブサイトをご覧ください。  
[www.h-reformkyo.net] ほか。

## フリー見学会に 行ってみよう

北海道立消費生活センターのくらしの広場は、消費生活全般に係わる情報を収集するには最適な施設です。広場のレイアウトも変わり、より見やすく楽しく学ぶことができます。

2月から一人でも参加できるフリー見学会を実施しています。内容は13時30分から15時まで、消費生活に係わるビデオ2本（例えば、悪質商法十食の安全など）をご覧ください

き、その後、くらしの広場（展示室）や普段見ることのできない商品展示室をご案内致します。

3月のスケジュールは4日(火)、12日(水)、19日(水)、26日(水)です。多数の参加をおまちしています。

●お問い合わせ先 北海道立消費生活センター、啓発部

●電話 011(221)0110

●住所 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館西棟2階

●開館時間 午前9時から午後5時

●休日 土日・祝日・年末年始

## 「農を変えたい！全国集会在北海道 3/21〜3/23

2006年に有機農業推進法が施行されたのを受け、国は、有機農業を積極的に支持し、有機農業を全国に広めるため本年4月には「有機農業推進基本方針」を策定します。

2011年までの5年間に有機農業推進の第一期として、国や自治体は有機農業推進施策を策定し、実施します。その一環として、全国に有機農業推進の大きなうねりを創り出していくために「第3回農を変えたい

当センターは(社)北海道消費者協会が指定管理業務を行っています。  
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館西棟  
TEL 011(221)4217